

議案第9号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月20日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職職員の給与に関する条例(昭和32年佐倉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	240,900	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	242,400	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	243,800	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	245,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	246,400	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	248,000	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	249,500	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	250,900	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	252,000	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	253,400	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	254,900	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	256,200	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	257,500	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,700	258,700	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	211,400	259,900	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	212,900	261,100	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	214,400	262,300	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	216,200	263,600	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	217,900	264,900	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	219,600	266,200	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	221,100	267,600	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	222,600	269,100	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
	43	224,100	270,700	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
	44	225,600	272,200	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	226,800	273,800	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	228,200	275,500	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	229,600	277,100	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	231,000	278,700	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	232,400	280,300	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	234,000	281,800	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	235,500	283,300	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	236,900	284,800	358,500	376,500	402,200	443,100	
	53	238,100	285,900	359,400	377,200	402,600	443,500	
	54	239,700	287,500	360,500	377,900	402,900	443,900	
	55	241,200	289,000	361,400	378,600	403,200	444,300	
	56	242,600	290,500	362,400	379,300	403,500	444,600	
	57	243,600	291,900	363,300	379,800	403,800	444,900	
	58	245,100	293,500	364,000	380,400	404,100	445,300	
	59	246,400	295,100	364,700	381,000	404,400	445,600	
	60	247,600	296,700	365,300	381,700	404,700	445,900	
	61	248,700	298,200	365,700	382,100	405,000	446,200	
	62	249,700	299,800	366,300	382,800	405,300		
	63	250,600	301,300	367,000	383,400	405,600		
	64	251,500	302,800	367,700	384,000	405,900		
	65	252,400	304,400	368,000	384,400	406,200		
	66	253,300	306,000	368,700	385,000	406,500		
	67	254,100	307,600	369,400	385,600	406,800		
	68	254,900	309,100	370,000	386,200	407,100		
	69	255,600	310,000	370,300	386,600	407,300		
	70	256,700	311,500	370,900	387,100	407,600		
	71	257,900	313,000	371,600	387,600	407,900		
	72	259,000	314,600	372,200	388,200	408,100		
	73	260,200	316,200	372,500	388,500	408,300		
	74	261,400	317,800	373,100	388,900	408,600		
	75	262,500	319,300	373,800	389,300	408,900		
	76	263,600	320,800	374,400	389,700	409,100		
	77	264,700	322,200	374,800	390,000	409,300		
	78	265,800	323,400	375,300	390,300	409,600		
	79	266,900	324,500	375,900	390,600	409,900		
	80	267,900	325,600	376,400	390,800	410,100		
	81	268,900	326,300	376,900	391,000	410,300		
82	269,900	327,200	377,500	391,300	410,600			
83	270,900	328,000	378,000	391,600	410,900			
84	271,800	328,800	378,300	391,800	411,100			
85	272,700	329,600	378,700	392,000	411,300			
86	273,600	330,000	379,200	392,300				
87	274,500	330,600	379,600	392,600				
88	275,400	331,300	380,000	392,800				

	89	276,300	332,100	380,400	393,000		
	90	277,200	332,800	380,900	393,300		
	91	278,100	333,500	381,300	393,600		
	92	279,000	334,100	381,700	393,800		
	93	280,000	334,600	382,000	394,000		
	94	281,000	335,200	382,500			
	95	281,900	335,700	382,900			
	96	282,800	336,300	383,300			
	97	283,300	336,600	383,600			
	98	284,000	337,100				
	99	284,700	337,500				
	100	285,600	337,900				
	101	286,600	338,300				
	102	287,400					
	103	288,200					
	104	289,000					
	105	289,700					
定年前再任用短時間勤務職員		216,200	256,200	275,600			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

教育職・保育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400
	2	178,100	225,100	265,900
	3	179,300	226,900	267,300
	4	180,500	228,600	268,700
	5	181,400	230,300	269,600
	6	182,900	232,000	270,800
	7	184,300	233,700	272,100
	8	185,700	235,000	273,400
	9	186,800	236,700	274,400
	10	188,200	238,200	275,500
	11	189,600	239,500	276,700
	12	191,000	240,700	277,600
	13	192,400	242,000	278,500
	14	193,700	243,300	279,700
	15	195,100	244,600	281,000
	16	196,400	245,800	282,300
	17	197,800	247,000	283,600
	18	199,100	248,200	285,200
	19	200,400	249,300	286,800
	20	201,500	250,300	288,200
	21	202,500	251,000	289,400
	22	204,100	252,100	291,100
	23	205,700	253,300	292,400
	24	207,100	254,400	293,900
	25	208,700	255,600	295,600
	26	210,100	257,200	296,900
	27	211,500	258,700	298,400
	28	212,900	260,200	299,900
	29	214,600	261,600	300,900
	30	215,800	262,800	302,100
	31	217,200	263,900	303,500
	32	218,300	265,200	304,700
	33	219,400	266,300	305,900
	34	220,700	267,300	307,400
	35	221,900	268,500	308,700
	36	222,900	269,500	310,100
	37	223,900	270,500	311,600
	38	225,000	271,700	313,000
	39	226,100	272,700	314,400
	40	227,100	273,800	315,900
	41	228,000	274,900	317,200
	42	228,700	276,200	318,700

	43	229,500	277,700	320,200
	44	230,300	279,000	321,500
	45	231,000	280,400	322,500
	46	231,800	281,800	323,700
	47	232,700	283,200	324,900
	48	233,400	284,600	326,100
	49	234,000	286,000	327,100
	50	234,900	287,200	328,100
	51	235,900	288,400	328,900
	52	236,600	289,700	329,900
	53	237,000	290,700	330,600
	54	238,000	291,800	331,300
	55	238,600	292,900	332,000
	56	239,200	293,900	332,800
	57	239,900	295,100	333,400
	58	240,600	296,400	333,900
	59	241,300	297,700	334,500
	60	241,900	299,000	335,000
	61	242,500	300,100	335,400
	62	243,000	301,500	335,600
	63	243,500	302,700	336,100
	64	244,000	304,100	336,600
	65	244,600	305,200	336,900
	66	245,400	306,400	337,300
	67	246,300	307,500	337,800
	68	247,000	308,600	338,200
	69	247,900	309,300	338,700
	70	248,800	310,400	339,200
	71	249,600	311,600	339,600
	72	250,200	312,800	340,100
	73	250,800	314,100	340,300
	74	251,700	314,800	340,800
	75	252,500	315,400	341,300
	76	253,200	316,000	341,700
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	253,900	316,700	342,000
	78	254,800	317,400	342,400
	79	255,700	318,000	342,900
	80	256,300	318,600	343,300
	81	257,000	318,900	343,500
	82	257,500	319,200	343,800
	83	258,100	319,800	344,300
	84	258,700	320,100	344,700
	85	259,300	320,400	345,000
	86	260,100	320,700	345,300
	87	260,800	321,000	345,800
	88	261,500	321,300	346,200
	89	262,000	321,700	346,500
	90	262,800	322,100	346,900
	91	263,600	322,400	347,300

92	264,300	322,600	347,500
93	264,700	323,100	347,800
94	265,200	323,500	
95	265,700	323,700	
96	266,400	324,100	
97	267,100	324,500	
98	267,800	324,900	
99	268,500	325,300	
100	269,200	325,600	
101	269,600	325,800	
102	270,100	326,100	
103	270,500	326,400	
104	270,900	326,700	
105	271,100	327,100	
106	271,300	327,300	
107	271,600	327,600	
108	271,900	328,000	
109	272,200	328,400	
110	272,500	328,700	
111	272,800	329,100	
112	273,000	329,400	
113	273,300	329,700	
114	273,600	330,100	
115	273,900	330,400	
116	274,300	330,600	
117	274,600	330,800	
118	274,900	331,100	
119	275,300	331,500	
120	275,700	331,900	
121	275,900	332,100	
122	276,100		
123	276,500		
124	276,800		
125	277,000		
126	277,300		
127	277,700		
128	278,100		
129	278,300		
130	278,700		
131	279,100		
132	279,400		
133	279,600		
134	279,900		
135	280,300		
136	280,600		
137	280,800		
138	281,100		
139	281,400		

	140	281,700		
	141	281,900		
	142	282,100		
	143	282,300		
	144	282,600		
	145	283,000		
	146	283,200		
	147	283,500		
	148	283,800		
	149	284,100		
	150	284,300		
	151	284,600		
	152	284,800		
	153	285,100		
定年前再任用短時間勤務職員		202,500	242,000	256,300

備考 この表は、保育士、栄養士、幼稚園教諭若しくは養護教諭の業務に従事する職員又はフルタイム会計年度任用職員であって、市長が規則で定める者に適用する。

第2条 一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条に見出しとして「(初任給、昇格及び昇給等)」を付し、同条第10項を次のように改める。

10 前各項に規定するものを除くほか、職員の初任給、昇格及び昇給等については、任命権者が別にこれを定める。

第5条を削る。

第4条の2の前の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「又は第4項」を削り、同条に次の1項を加える。

2 佐倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成20年佐倉市条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員の給料月額、第3条及び前条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする。

第4条の2を第5条とする。

第14条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第21条第2項各号列記以外の部分中「額の」の次に「、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの」を加え、同項中「、次の各号に掲げる職員の区分に応じ」及び「を合算して得た額」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 前項の職員のうちフルタイム会計年度任用職員以外の職員 次のア及びイを合算した額

ア 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第22項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

イ 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうちフルタイム会計年度任用職員 当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

第22条の2第3項中「、第21条」を削る。

(佐倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 佐倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成20年佐倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に改める。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「10

0分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 佐倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第5条 佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年佐倉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐倉市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

第1条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当(以下「報酬等」という。)」に改める。

第9条を第10条とする。

第8条の見出し中「報酬」を「報酬等」に改め、同条を第9条とする。

第7条(見出しを含む。)中「報酬、費用弁償及び期末手当」を「報酬等」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第7条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)に対し、基準日以前6か月以内の期間(規則で定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、規則で定める期間)におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職(任期満了による退職を含む。第3項において同

じ。)し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に給与条例第21条第2項第2号に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の額及び定められた1週間当たりの勤務日数又は勤務時間数に応じて市長が規則で定める額とする。
- 4 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例適用職員の例による。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年佐倉市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条中「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「佐倉市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。

（佐倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 佐倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「いる」の次に「給与条例の適用を受ける」を加え、「(地

方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削り、「には」の次に「、給与条例の規定に基づき」を加え、同条第3項中「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「佐倉市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改め、「令和元年佐倉市条例第14号」の次に「。以下「報酬等条例」という。」を加え、「同条例」を「報酬等条例」に改め、同条に次の1項を加える。

4 報酬等条例第7条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている報酬等条例の適用を受ける職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、報酬等条例の規定に基づき、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐倉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第3項中「、第14条」を削る。

第19条中「佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「佐倉市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第8条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職職員の給与に関する条例（以下「給与

条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の佐倉市任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定並びに第3条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。